平成２３年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市御立中３丁目11番14号
債務者　松本　光子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　正晃
4　破産債権の届出期間　平成23年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市御立西６丁目８番８－２号ディオフォルム御立Ａ－２、従前の住所兵庫県姫路市書写1070番地１市営書写東住宅５棟105号
債務者　岩竹　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　勉
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１３号
神戸市西区伊川谷町別府113番地の14
債務者　カフェバー516番地こと　平井　克昌
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市覚寺398番地の８
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中﨑　雄一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２３号
福岡県飯塚市勢田380番地５
債務者　溝上　勝紀
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県飯塚市勢田380番地５
債務者　溝上佐智子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県飯塚市勢田380番地４
債務者　伊藤　芳明
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県飯塚市勢田380番地４
債務者　伊藤　正美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６１号
秋田県横手市十文字町植田字下二ツ橋143番地１
債務者　鷹田　　学
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１０３号
山形市青田１丁目１番９号
債務者　古川　利行
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
山形市銅町２丁目４番10号、前住所山形市大野目４丁目１番８号
債務者　三澤　洋一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０号
山形県東村山郡山辺町近江25番地19
債務者　衣袋由美子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
山形県天童市小路１丁目７番39号
債務者　齋藤恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
山形県東根市宮崎１丁目10番12
債務者　内喜　義夫
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７１号
函館市陣川町105番地22
債務者　外崎貴美男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
函館地方裁判所